

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構)	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	国税:法人税(義) 地方税:法人住民税(義)
		② 上記以外の税目	
3	内容	《制度の概要》 生命保険契約者保護機構及び損害保険契約者保護機構は、破綻保険会社に係る資金援助等の業務の実施に要する費用に充てるためのもので保険契約者保護資金を設けることとされている。 生命保険契約者保護機構及び損害保険契約者保護機構の会員である保険会社が当該保険契約者保護資金に対し負担金を拠出した場合には、その支払額について損金算入が可能とされている。	
		《関係条項》 保険業法第 259 条	
4	担当部局	金融庁企画市場局総務課保険企画室	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成20年度~29年度	
6	創設年度及び改正経緯	制度創設:平成10年度	
7	適用期間	恒久措置	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融システムの安定性を確保すること。 《政策目的の根拠》 保険契約者保護機構は、破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって保険業に対する信頼性を維持することを目的とする。(保険業法第 259 条)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本政策 I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮 施策2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 万が一、保険会社が破綻した場合でも、保険契約者保護機構が担う円滑な破綻処理を行うためのセーフティネットにより、保険契約者等の保護を図ること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 円滑な破綻処理を行うためのセーフティネットによって保険契約者等の保護を図り、金融システムの安定性を確保することができる。</p>																																																																																	
9	有効性等	① 適用数	<p>保険会社は、保険業法上の免許に応じ、生命保険契約者保護機構又は損害保険契約者保護機構へ加入し、加入した保険契約者保護機構に係る保険契約者保護資金に対して負担金を納付することとなっている。</p> <p>以下は、保険契約者保護資金の負担金納付会社数、すなわち本租税特別措置が適用された会社数である。</p> <p>なお、損害保険契約者保護機構においては、平成 23 年度末に積立限度額が上限の 500 億円(注)に達しており、24 年度以降取崩しが発生していないことから負担金が納付されていない。</p> <p>(注)生命保険契約者保護機構：4,000 億円・損害保険契約者保護機構：500 億(各機構の定款より)</p> <p>○各保険契約者保護機構に対する負担金納付会社数 (単位：社)</p> <table border="1" data-bbox="608 1061 1254 1525"> <thead> <tr> <th></th> <th>生命保険契約者保護機構</th> <th>損害保険契約者保護機構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 20 年度</td><td>42</td><td>42</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>46</td><td>42</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>47</td><td>42</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>47</td><td>42</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>47</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>43</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>42</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>41</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>41</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>41</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>(生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構調べ)</p> <p>② 適用額</p> <p>適用額は本表の積立額(負担金の額)。</p> <p>○保険契約者保護資金の積立額等 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="582 1749 1350 2022"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">生命保険契約者保護資金</th> <th colspan="3">損害保険契約者保護資金</th> </tr> <tr> <th>積立額</th> <th>取崩額</th> <th>積立残高</th> <th>積立額</th> <th>取崩額</th> <th>積立残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 20 年度</td><td>460</td><td>1</td><td>▲468</td><td>50</td><td>—</td><td>387</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>460</td><td>281</td><td>▲295</td><td>50</td><td>—</td><td>438</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>460</td><td>—</td><td>163</td><td>50</td><td>—</td><td>488</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>400</td><td>—</td><td>562</td><td>12</td><td>—</td><td>501</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>400</td><td>—</td><td>990</td><td>0</td><td>—</td><td>501</td></tr> </tbody> </table>		生命保険契約者保護機構	損害保険契約者保護機構	平成 20 年度	42	42	平成 21 年度	46	42	平成 22 年度	47	42	平成 23 年度	47	42	平成 24 年度	47	0	平成 25 年度	43	0	平成 26 年度	42	0	平成 27 年度	41	0	平成 28 年度	41	0	平成 29 年度	41	0		生命保険契約者保護資金			損害保険契約者保護資金			積立額	取崩額	積立残高	積立額	取崩額	積立残高	平成 20 年度	460	1	▲468	50	—	387	平成 21 年度	460	281	▲295	50	—	438	平成 22 年度	460	—	163	50	—	488	平成 23 年度	400	—	562	12	—	501	平成 24 年度	400	—	990	0	—	501
	生命保険契約者保護機構	損害保険契約者保護機構																																																																																		
平成 20 年度	42	42																																																																																		
平成 21 年度	46	42																																																																																		
平成 22 年度	47	42																																																																																		
平成 23 年度	47	42																																																																																		
平成 24 年度	47	0																																																																																		
平成 25 年度	43	0																																																																																		
平成 26 年度	42	0																																																																																		
平成 27 年度	41	0																																																																																		
平成 28 年度	41	0																																																																																		
平成 29 年度	41	0																																																																																		
	生命保険契約者保護資金			損害保険契約者保護資金																																																																																
	積立額	取崩額	積立残高	積立額	取崩額	積立残高																																																																														
平成 20 年度	460	1	▲468	50	—	387																																																																														
平成 21 年度	460	281	▲295	50	—	438																																																																														
平成 22 年度	460	—	163	50	—	488																																																																														
平成 23 年度	400	—	562	12	—	501																																																																														
平成 24 年度	400	—	990	0	—	501																																																																														

平成 25 年度	400	—	1,390	0	—	501
平成 26 年度	330	—	1,720	0	—	502
平成 27 年度	330	—	2,050	0	—	502
平成 28 年度	330	—	2,380	0	—	502
平成 29 年度	330	—	2,709	0	—	502

(生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構調べ)

(注1)上記表の計数は各計数につき四捨五入して表示しており、また、積立額に係る資産運用益等があるため、積立額・取崩額に対する積立残高が一致していない部分がある。

(注2)生命保険契約者保護資金の取崩額には、破綻保険会社への資金援助額(金融機関からの借入金を含む)を表示しており、積立残高には実際の保険契約者保護資金の積立残高(借入超過の場合はマイナス)を表示している。

③ 減収額

○保険契約者保護資金に対する負担金の額に係る減収額(推計)
(単位:億円)

	生命保険契約者 保護機構	損害保険契約者 保護機構
平成 20 年度	159	17
平成 21 年度	159	17
平成 22 年度	159	17
平成 23 年度	138	4
平成 24 年度	138	0
平成 25 年度	138	0
平成 26 年度	114	0
平成 27 年度	106	0
平成 28 年度	99	0
平成 29 年度	99	0

(生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構調べ)

(注)上記表の減収額は、各年における保険契約者保護資金に対する負担金の額に、国・地方の法人実効税率(26年度以前 34.62%、27年度 32.11%、28・29年度 29.97%)を乗じて算出し、四捨五入している。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

過去の保険会社破綻時には、破綻処理に係る費用を保険契約者保護資金から取り崩し、円滑な破綻処理を実施したことにより、保険契約者等の保護が図られ、その結果、金融システムの安定性が確保されているところである。

なお、破綻処理に際し保険契約者保護資金の取崩しを行った後も、本租税特別措置等により保険会社が確実に負担金を納付することが可能となり、保護資金の積立には着実な進捗が見られる。

(注1)生命保険契約者保護資金の積立額は、毎年、機構が定める事業計画(保険業法第 265 条の 34 により内閣総理大臣及び財務大臣の認可事項)に基づき、26 年度以降は年間約 330 億円が計画的に積み立てられており、今後取崩しが発生しなければ、4 年程度で上限額へ達する見込み。

(注2)損害保険契約者保護資金の積立額は、本租税特別措置により、着実に積立残高を伸ばしたことから、平成 23 年度末に積立残高が限度額の 500 億円に達した。

			<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>平成 10 年度に本租税特別措置等が創設されて以降、保険契約者保護資金に対する負担金を納付するとともに、セーフティネット制度に基づく破綻保険会社への資金援助等、保険契約者保護機構による円滑な破綻処理を実施し、その結果、保険契約者等の保護が図られているところである。</p> <p>なお、過去の取崩事例は以下のとおりであり、本資金が金融システムの安定性の確保及び契約者保護に貢献していることが窺える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取崩額(億円)</th> <th>破綻処理を行った保険会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 11 年度</td> <td>3,849</td> <td>東邦生命</td> </tr> <tr> <td>平成 12 年度</td> <td>265</td> <td>大正生命</td> </tr> <tr> <td>平成 13 年度</td> <td>1,456</td> <td>第百生命</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>281</td> <td>大和生命</td> </tr> </tbody> </table>		取崩額(億円)	破綻処理を行った保険会社	平成 11 年度	3,849	東邦生命	平成 12 年度	265	大正生命	平成 13 年度	1,456	第百生命	平成 21 年度	281	大和生命
	取崩額(億円)	破綻処理を行った保険会社																
平成 11 年度	3,849	東邦生命																
平成 12 年度	265	大正生命																
平成 13 年度	1,456	第百生命																
平成 21 年度	281	大和生命																
		⑤ 租税減を是認する理由等	<p>上記④の取崩事例のとおり、破綻処理を行った保険会社に対し、本資金から取り崩し、多額の資金援助を行っている。本制度はセーフティネット機能及び金融システムの安定性の観点から強い公共性を有していると言え、租税減は容認されるべきものと考えられる。</p>															
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政策目的である「金融システムの安定性の確保」が強い公共性を有することを踏まえれば、保険契約者保護機構が円滑に破綻処理を実施するための資金の負担金にかかる本租税特別措置等が設けられていることは妥当である。</p> <p>なお、破綻した保険会社に係る補助金等の他の手段も考えられるが、「金融システムの安定性」の確保が同様に求められる他業態(例：金融機関が預金保険機構に納付する預金保険の保険料は、全額損金の額に算入可能)との税制上の公平性を確保する観点からも、本租税特別措置による支援は妥当なものである。</p>															
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>同様の政策目的に係る義務づけとして、保険業法に基づく保険契約者保護資金に係る負担金納付義務が存在するが、「金融システムの安定性の確保」が強い公共性を有することを踏まえ、本租税特別措置等による税制上の支援がなされているところである。</p>															
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>保険契約者保護機構が行う破綻処理に係る業務は、全国各地に存在する保険契約者等を保護するためのものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>															
11	有識者の見解		—															
12	評価結果の反映の方向性		<p>上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、これまでのところ政策目標・政策目的を実現してきているものの、平成 29 年度末時点では、生命保険契約者保護機構において、セーフティネット確保の観点から必要としている積立限度額に積立残高が到達していない。</p> <p>また、積立限度額に到達しても、万が一保険会社が破綻した場合には、円滑な破綻処理を実施し、保険契約者等の保護を図るため積立</p>															

		<p>残高を取り崩すこととなり、その結果、セーフティネット確保の観点から必要とされている積立限度額まで再度、積立を行う必要が生じる。</p> <p>この評価結果を踏まえれば、本租税特別措置等は今後も必要な措置である。</p>
13	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成 23 年9月</p>